

第三十号議案

公立大学法人首都大学東京に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

公立大学法人首都大学東京に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
公立大学法人首都大学東京に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例（平成十六年東京都条例第百六十
四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都公立大学法人に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例

第一条中「公立大学法人首都大学東京」を「東京都公立大学法人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立大学法人首都大学東京の名称の変更に伴い、規定を整備する必要がある。

第三

十号議案

公立大学法人首都大学東京に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を
定める条例の一部を改正する条例

一